

## 第 236 回：中間申告と中間仮決算について

法人税、消費税の納付といえば、おそらく決算確定後に支払うイメージがあるかと思いますが、決算前に納付すべき場合(中間申告、中間納付と呼ばれております)がございます。今回は「中間申告および中間仮決算」について説明致します。

### ■中間申告とは

中間申告は、課税期間で確定申告することにより決める年税額の前払いをしているイメージです。そのため、中間申告による納付税額があるときは、確定申告による確定年税額との差額を追加納付となります。

反対に、中間納付による納付が払い過ぎとなったときは、税金が還付されます。

### ■中間申告の対象者及び、申告月

#### 1. 消費税の中間申告について

個人の場合は前年、法人の場合は前事業年度(前課税期間)の消費税納税額が 615,000 円を超える場合です。(国税消費税額：480,000 円)

中間申告の回数と時期は、直前の課税期間の確定消費税額によって異なります

615,000 円以下…原則、中間申告不要

615,000 円超 5,128,000 円以下…年 1 回 (各中間申告の対象となる課税期間の末日の翌月から 2 か月以内)

5,128,000 円超 61,538,000 円以下…年 3 回 (各中間申告の対象となる課税期間の末日の翌月から 2 か月以内)

61,538,000 円超…年 11 回

#### 2. 法人税の中間申告について

前事業年度の法人税額が 20 万円を超える場合は中間申告が必要となります。その提出期限と税金の納期限は、事業年度開始後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内です。

以下の条件に当てはまる場合は中間申告を行う必要がございません。

- ・設立初年度の会社
- ・前年の法人税納付額が 200,000 円以下の法人

### ■中間申告の方法

中間申告には 2 つの方法があります。

#### 【予定申告】

予定申告は、基本的に前年度の法人税の 2 分の 1 を納付することになります。この計算方法は次のように規定されています。

法人税：[ 前の事業年度の法人税額 ÷ 前事業年度の月数 (基本は 12 ヶ月) × 6 ]

消費税：[ 前の事業年度の消費税額 ÷ 前事業年度の月数 (基本は 12 ヶ月) × 6 ]

### 【仮決算に基づいた申告】

もうひとつの方法が、仮決算に基づいた申告です。事業年度開始から6ヶ月が経過した時点での中間決算を行い、それに応じた納付額を算出します。

この方法では、前年度に大きな収益があり当期は収益が少なかった場合に、中間申告の納付額を低く抑えることができます。しかし、中間決算をして申告しなければならないため、手間が増えるというデメリットがあります。

簡単ではございますが、中間申告について説明をさせていただきました。法人税、消費税の中間申告についてご不明点がございましたら、当事務所までお気軽にお問合せ下さい！